

業務管理体制の整備に関する届出先の変更について

平成27年4月1日より、業務管理体制整備に関する届出書の**※1提出先**が以下のとおり変更となりました。

ただし、既に届出（整備）をされている法人については、**変更事由に該当しない限り**改めて新しい届出先に届出をする必要はありません。

なお、**※2変更事由**に該当すれば、新しい届出先に変更届（障害者総合支援法上のサービスは第3号様式、児童福祉法上のサービスは第4号様式）の提出が必要です。

※1 提出先

○障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定を受けている場合

○障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定を受けている場合

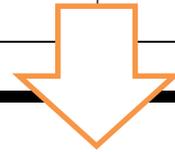
	事業所①所在地	事業所②所在地	平成26年度までの届出先 行政機関	平成27年度以降の届出先 行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	愛知県	名古屋市
B法人	名古屋市	日進市	愛知県	愛知県
C法人	豊田市	岡崎市	愛知県	愛知県
D法人	豊橋市	静岡県浜松市	厚生労働省	厚生労働省

○一般・特定相談支援事業所の指定を受けている場合

	事業所①所在地	事業所②所在地	事業所③所在地	平成26年度までの 届出先行政機関	平成27年度以降の 届出先行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市		愛知県	名古屋市
	一般相談支援	計画相談支援			
B法人	名古屋市	名古屋市		名古屋市	名古屋市
	計画相談支援	計画相談支援			
C法人	名古屋市	名古屋市	豊橋市	愛知県	愛知県
	計画相談支援	計画相談支援	計画相談支援		
D法人	瀬戸市			瀬戸市	瀬戸市
	計画相談支援				
E法人	瀬戸市	瀬戸市		愛知県	愛知県
	計画相談支援	一般相談支援			

○障害児相談支援事業所の指定を受けている場合

	事業所①所在地	事業所②所在地	平成26年度までの届出先 行政機関	平成27年度以降の届出先 行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市	日進市	愛知県	愛知県
C法人	小牧市	岡崎市	愛知県	愛知県
D法人	尾張旭市		尾張旭市	尾張旭市



届出先に変更はない

○名古屋市の届出先部署

サービス種別	届出先
障害福祉サービス事業 特定相談支援 一般相談支援	健康福祉局障害福祉部 障害者支援課指導担当
障害児通所支援 障害児入所施設等 障害児相談支援	子ども青少年局子育て支援部 子ども福祉課子ども発達支援担当

※2 変更事由

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1、法人の種別、名称（フリガナ） 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日 4、代表者の住所、職名 5、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 6、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 7、業務執行の状況の監査の方法の概要 |
|--|

- ☆ 1～4については、事業所の変更届の提出がなされていれば、業務管理体制の整備の変更届は不要です。
- ☆ 5～7については、業務管理体制の整備の変更届（第3号様式、第4号様式）を提出が必要
- ☆ 本件の取扱いは、提出先が名古屋市の場合に限ります。